

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第85回理事会

平成18年1月

第85回 女性のためのアジア平和国民基金理事会議題

1月25日(水) スクリール麹町

5階 寿の間

18:00から21:00

【1】事務局報告

- (1) 平成18年度国庫負担補助金予算内示について
- (2) インドネシア事業
- (3) 韓国出張計画
- (4) 台湾出張報告
- (5) 2月シンポジウムについて
- (6) オーラルヒストリー計画の現状説明
- (7) 男女共同参画基本計画平成17年度について
- (8) 職員紹介
- (9) その他

【2】議題

- 1. 解散について
- 2. 新聞広告について
- 3. その他
 - (1) 資料整備について
 - (2) フィリピン関係者への感謝状発出

資料

ページ

【事務局報告】

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) 平成18年度国庫補助金予算内示額について | 1 |
| (2) インドネシアにおける最終事業計画について | 2 |
| (3) 台湾出張報告 | 3 |
| (4) オーラルヒストリー計画の現状について | 7 |
| (5) 男女共同参画基本計画平成17年度について | 8 |

【議案事項】

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 解散について | 9 |
| (2) 新聞広告について | 11 |
| (3) フィリピン関係者への感謝状発出について | 25 |

平成18年1月25日

平成18年度国庫補助金予算内示額について

平成18年度予算編成の政府案において、アジア女性基金の補助金予算は、次のとおり内示がありました。

事項	18年度内示額(要求額)		削減額	単位千円	
				17年度予算額	前年度比
運営経費	77,317	(79,118)	△1,801	93,969	△16,652
基金総括整理費	34,846	(49,858)	△15,012	91,257	△56,411
計	112,163	(128,976)	△16,813 (△13.03%)	185,226	△73,063 (△39.44%)

主な削減

- (1) 基金ニュースの発行部数 20,000部から10,000部
- (2) 小冊子作成部数及び送付先
- (3) デジタル記念館作成費 9,234千円から5,000千円
- (4) 国際人権会議出席費 一人1回(要望は2人2回)

運営経費 参与給与が削減されましたが、そのほかは削減されませんでした。

総括整理費

- (1) シンポジウム実施については航空賃の調整等がありましたが、その他の経費は削減されませんでしたので、シンポジウム実施においては支障はないものと思われます。
- (2) 実施国相互往来費はインドネシアの出張回数と航空賃の調整がありましたが、ほかの経費は削減されませんでした。
- (3) 債い事業資料整備は委員会人数回数が削減されましたが、ほかの経費は削減されませんでした。
- (4) 回顧録作成経費は削減されませんでした。

インドネシアにおける最終事業計画について

2006年1月 アジア女性基金

インドネシア社会省から提案されている最終計画について

- 1 新規建築提案のうち、土地問題が保留となっていた1件について土地が確保されたこと、また国会議員ヌウルシヤバニ氏が提案している「慰安婦」被害者たちのための施設3件を最終計画に盛り込みたい、との通知があった。これを受けて、基金は日本政府と協議の上、これを承認する旨社会省へ返信した。新規建築提案は21件となる。
- 2 改築提案については、17件の提案がされていたが予算上全てを実施することは不可能であり、以下の点を考慮して6件を基金が選択した。
 - ① これまでに支援を行なったことのない施設 5件
 - ② 視察を行なった際に職員が強く改築を要望していた施設 1件

1、2併せて27件を最終事業として認めたい旨、インドネシア政府に通知した。

計画通りに実行されれば実施件数は69件、総額は約3億6,000万円(予算3億8,000万円)となる。

施設名	建設費		備品費		小計		備考
	ルピア	円	ルピア	円	ルピア	円	
ラバン州							
① Bhakli Natar, Lampung	360,000,000	4,383,200	76,800,000	930,816	436,800,000	5,294,016	
中部スラウェシ州							
② Madago Tentena	414,000,000	5,017,680	82,150,000	995,658	496,150,000	6,013,338	
ゴロンタロ州							
③ Berlingin	522,000,000	6,326,640	72,500,000	878,700	594,500,000	7,205,340	
ベンクル州							
④ Pagor Dawa	360,000,000	4,383,200	72,300,000	876,276	432,300,000	5,239,476	
⑤ Amanah Manna	162,000,000	1,983,440			162,000,000	1,983,440	
北マルク州							
⑥ Himo-himo Ternate	504,000,000	6,108,480	75,750,000	918,090	579,750,000	7,026,570	
南スラウェシ州							
⑦ Gau Mabaji Goa	414,000,000	5,017,680	87,850,000	1,064,742	501,850,000	6,082,422	
東部ジャワ州							
⑧ Pare Kediri Lamongan	450,000,000	5,454,000	76,900,000	932,028	526,900,000	6,386,028	
⑨ Mardi Utomo Jombang	450,000,000	5,454,000	76,900,000	932,028	526,900,000	6,386,028	
⑩ Yayasan Family Bilar	450,000,000	5,454,000	76,900,000	932,028	526,900,000	6,386,028	再見積中
⑪ Wringi Bilar	450,000,000	5,454,000	85,500,000	1,036,260	535,500,000	6,490,260	
⑫ Yayasan Bahagia Pasuruan	450,000,000	5,454,000	76,900,000	932,028	526,900,000	6,386,028	再見積中
⑬ Pola Raga Bangkalan	459,000,000	5,563,080			459,000,000	5,563,080	
⑭ Sejahtera Pandaan Pasuruan	375,000,000	4,545,000			375,000,000	4,545,000	
東ヌサトゥンガラ州							
⑮ Mawar Syaron	450,000,000	5,454,000	76,900,000	932,028	526,900,000	6,386,028	
西ヌサトゥンガラ州							
⑯ Annajah	414,000,000	5,017,680	76,200,000	923,544	490,200,000	5,941,224	
西ジャワ州							
⑰ Budhi Dharma	306,000,000	3,708,720	71,700,000	869,004	377,700,000	4,577,724	
⑱ Yayasan Wilaya Kusumah	360,000,000	4,383,200	72,000,000	872,640	432,000,000	5,235,840	
⑲ Yayasan Akhir Bahagia Cimahi	360,000,000	4,383,200	72,000,000	872,640	432,000,000	5,235,840	再見積中
⑳ Yayasan Akhir Bahagia Bogor	360,000,000	4,383,200	72,000,000	872,640	432,000,000	5,235,840	再見積中
㉑ Pakutandang Cipare	648,270,000	7,857,032			648,270,000	7,857,032	
バンテン州							
㉒ Cipocok Jaya	360,000,000	4,383,200	72,000,000	872,640	432,000,000	5,235,840	
アチェ州							
㉓ Yayasan Pantu Baitul Ibadah	416,500,000	5,047,980	83,500,000	1,012,020	500,000,000	6,060,000	
㉔ Yayasan Al Huda Pantu Jompo Syuhada	426,901,000	5,174,040	72,622,500	880,185	499,523,500	6,054,225	
㉕ Yayasan Darul Ihsan Engkrang	426,200,000	5,165,544	73,800,000	894,456	500,000,000	6,060,000	
中部ジャワ州							
㉖ Dewanata	132,720,000	1,608,566			132,720,000	1,608,566	
南スマトラ州							
㉗ Teratai	675,457,000	8,186,539			675,457,000	8,186,539	
total		135,211,301		19,430,451		154,641,752	

■ 送金済み額 2005.3.31現在 202,677,322
(第6期分まで)

■ 最終年度計画 ①～㉗分 154,641,752

■ 合計 357,319,074 (円)

台湾出張報告:2006 年 1 月

- 出張先:台湾
- 期間:2006 年 1 月 17 日(火)~19 日(木)
- 出張者:下村満子理事、和田春樹専務理事、岡田業務部長 ※岡のみ 21 日(土)まで
- 目的: 現地協力者との協議、被害者や家族との面談

頼浩敏氏(萬国法律事務所長)

- 2007 年 3 月に基金が解散するにあたり、今後の事業の進め方、現地被害者へのアフターケア等について意見交換を行った。
- 国・地域別人数の発表について頼氏の考えを尋ねたところ、事業実施より相当の時間が経過していることもあり、害は考えられないとの答えであった。むしろ、募金者はじめ日台市民たちへ基金の実績を堂々と報告することに意味がある、と述べた。
- 発表の方法について頼氏の考えを尋ねたところ、基金がなんらかの発表を行い日本で報道がなされても、台湾メディアはまず取り上げないし、たとえ記事になっても偏りのない内容であるかどうかは疑わしいとのことであった。台湾内で記者会見を行っても同じこと。ベストな方法は、台湾中央三紙(連合報、中国時報、自由時報)に基金自ら広告を出すこと、と述べた。
- 基金解散後のアフターケアについて頼氏の考えを尋ねたところ、実質的なケアを行えない限り意味が無いと述べた。基金側より、現実にどれだけの費用を用意すれば「実質的なケア」を実行できるかと尋ねたところ、ひとりあたり年間 10 万円を上限とする資金を工面できれば適切な対応が可能であろうとの答えだった。

台湾で認定された被害者約 60 名のうち、すでに半数以上が亡くなった。償い金を受け取った被害者 13 名のうち、生存しているのは 8 名である。

氏() 代表)

- 国・地域別人数の発表について 氏の考えを尋ねたところ、おそらく実害はなく、大丈夫であろうとの答えであった。
- 基金解散後のアフターケアについて 氏の考えを尋ねたところ、実質的なケアを行えない限り意味が無いと述べた。たとえ自分が被害者を訪ねて歩くにしても、弱っていたり病気であったりする高齢の被害者に実質的な支援もせずただ顔を見に行くというのでは、自分も辛いだけである。
- 慰安婦被害者だけでなく、元兵士や従軍看護婦、すべての戦争被害者に対する支援が実現できればと願っている。台湾での戦時郵便貯金の払い戻しのために用意された資金は、相当額が受けとられないまま残ったことになっており、これを充てて欲しいとの声もある。
- 償い金を受け取った被害者に「実質的なケア」を行うための費用として、ひとりあたり年間 10 万円(上限)という額をどう考えるか尋ねたところ、同意である、5~10 万円が適切であろうとの答えだった。必ずしも全員に全額支出するのではなく、ファンド的なものを設けておき、重病

その他の緊急事態に備えるという考え方も出された。

- 氏は、今後もアフターケアふくめ自ら関わる気持ちに変わりはないが、近年中に日本へ帰国するという考えもあり、現実的な手段についてはよく計画する必要があると述べた。

林美瑤氏(NGO「台湾基層婦女勞工中心」代表)

- 林氏は、2000年東京での国際女性戦犯法廷に参加して以来、被害者若干名との連絡を続けている。
- 林氏は、婦援会(台湾当局公認の元慰安婦支援団体)について、被害者を反日運動の道具として利用するかのような態度に批判的であり、これまでそのことを公の場でも述べてきた。
- 最近の婦援会の関心は、人身売買問題に移っている。婦援会は被害者のケアを担っているはずであるが、原住民被害者に対してはアクセスの問題(交通の便の極めて悪い高山地帯)と、言語の問題(原住民は日本語をよく話すが、北京語をあまり理解できない)があり、支援が行き届いていないとのこと。
- 当局は被害者のための医療福祉を支援することとなっているが、彼女たち自身が必要とする支出が、現実にはカバーされないことも多い。たとえば、車椅子に頼っている被害者は病院へ行くにもタクシーに乗らなければならない。その際の領収書を提出しなければ払い戻しはされない規則になっているが、おばあさんたちは領収書をとるという概念を理解できないため、結局自己負担という結果になる。現実には即したこまやかな対応を考える必要がある、とのことだった。
- 国・地域別人数の発表について林氏の考えを尋ねたところ、婦援会はいっとき問題にするかもしれないが、実害はないであろうとの答えであった。
- 基金解散後のアフターケアについて、もしなんらかの計画が実行に移されるのであれば、自分も協力する用意があると述べた。

朱徳蘭氏(中央研究院研究員)

- 朱徳蘭氏は歴史学者であり、日本植民地時代をふくむ台湾近代史の研究を続けている。過去には基金のラウンドテーブルにも参加した。最近日本で、朱氏による「台湾総督府と慰安婦」(明石書店)が出版された。
- 朱氏は、婦援会の理事に就任して4年になる。主に慰安婦認定の作業にかかわってきた。婦援会は台湾で慰安婦記念館を創設することを目指してきたが、世論の賛同も少なく展示物も足りないため、実現は難しい状況であるとのこと。
- 朱氏は、日本政府は公に述べることに実際に行うことが一致していないという意見を述べた。総理のお詫びの手紙について、国の代表としてではなく総理個人の資格で出したものの解釈を述べたため、基金側より、その解釈は違っている、手紙は閣議決定に基づく公式のものであると説明した。

池田維氏(交流協会台北事務所代表)

- 池田代表は、基金がオランダで事業を実施した際の駐オランダ大使、また、村山内閣時代の外務省アジア局長であった。慰安婦問題に関する日本政府の決定や、オランダ大使時代の償い事業に話が及んだ。※基金側よりオーラルヒストリーの聞き取りに応じていただけか

尋ねたところ、了解を得た。

- 池田代表は、戦後賠償は条約で解決済みではあるが、慰安婦問題については著しく女性の人権を侵害した問題として、当時の日本政府が特別な対応を行うことを決定したと述べた。自分がアジア局長であった時のことである。現在も「強制性」ということについて議論があるが、甘言含めた強制があったことは間違いなく、また、どんな形であれ「軍の関与」があったことも事実なのだから、このことを全否定することは許されない、との考えを述べた。
- オランダでの償い事業の成功は、日本政府の戦後処理に対して硬直的な立場をとっていた対日道義的債務基金が徐々に償い事業に理解を示すようになり、最終的には「反対はしない」という決定に至ったことが大きかった。こうした理解を醸成するためには人と人との直接的交流が不可欠であると自分はつねづね考えており、債務基金幹部との個人的交流を心がけていたことが実を結び、嬉しく思った。台湾においても同様に、直接被害者や現地協力者と接触する人の存在がきわめて重要と考えている、と述べた。
- 基金側より、解散後のアフターケアの必要性、すでにフィリピンで行われている草の根無償プロジェクト、台湾特有の事情等について説明した。解散と同時に被害者との連絡や往来が断絶してしまうことを回避するために、さまざまな案を検討中である。必要経費を得るためのひとつの案として、日台交流センターの学術交流プログラム助成金を充てる可能性について、検討していただきたいと述べた。
- 池田代表は、アフターケアの必要性和、資金繰りとして日台交流センターを活用する考えを基金理事会が持たれたことは自然であり、できるかぎり協力したい、と述べた。ア地政、交流協会東京本部および日台交流センター東京にも話を通しておくので、帰国次第ア地政とも連携しつつ、関係諸機関との打ち合わせを行っていただきたい、とのことだった。

被害者やその家族との面談

- 氏と岡で、苗栗県在住の被害者 3 名(氏、 氏、 氏)とその家族らに面談した。日本からの訪問を非常に喜び、涙を流す人もいた。面談相手は当初4名の予定であったが、直前から原因不明の連絡不通となり、結局その 1 名とは面談できなかった。
- 彼女たちの家が点在している高山地帯は交通事情がきわめて悪く、現地タクシーも山に入るのをしりごみするほど。台風ともなれば道は断絶し、その後しばらくは四駆以外の車両で入ることは不可能となる。そうした事情もあって、婦援会の支援が行き届いていない。
- 彼女たちの加齢による健康不良はみな似たり寄つたりの状態で、とくに高血圧と歩行困難が著しい。数歩歩いてもすぐに転ぶような状態で、介添えがいないと家の外には出られないという。
- 今回面談した 3 名のうちのひとりには、一年に一度か二度、婦援会から電話がかかるとのこと、しかし言葉の問題があり意思の疎通はほとんどできていない。台湾当局から婦援会の口座を経由して振り込まれる 15,000 元(約 60,000 円)は滞りなく受け取っており、ありがたく思っているとのこと。
- 毎日どのように暮らしておられるかと尋ねたところ、テレビを見たり(但しあまりに山深い場所であるため、視聴できるチャンネルが少ない)、近所の人と一緒に聖書を読んだり、ふもとから登ってくる無料巡回バスに乗って病院へ治療を受けに行ったり、とのことだった。

以上

慰安婦償い事業「オーラル・ヒストリー」計画対象者

1 宮沢内閣関係者

河野洋平	官房長官	2006年2月予定	
石原慎雄	官房副長官	2006年2月予定	
谷野作太郎	内閣外政審議室長	2005年12月22日	和田・高崎
奥根慶樹	外政審議室審議官	2005年8月9日	和田・間中
東良信	外政審議室審議官	2006年1月25日	和田・高崎

2 村山内閣関係者

村山富市	首相		
五十嵐広三	官房長官	2005年10月6日	大沼・和田
上原幸助	戦後50年プロジェクト座長	2006年3月予定	
武部 勲	同従軍慰安婦小委員会委員長		
竹村泰子	同従軍慰安婦小委員会委員		

3 外務省担当者

平林 博	外政審議室長	
池田 維	オランダ大使	承諾
梅田邦夫	アジア地域政策課課長	
佐藤悟	同上	

4 基金協力者

マルガリータ・ハマー	オランダ事業実施委員会委員長	2005年7月15日	
			有馬・和田

ネリア・サンチョ	元リラ・ビリピーナ代表	承諾
頼浩敏	弁護士	承諾
臼杵敬子		

5 基金理事・運営審議会委員

6 基金事務局員

男女共同参画基本計画 平成 17 年度

男女共同参画基本計画 平成 12 年度

策を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のために事業に応じた適切な処置を講じる。

・関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁長官会議並びに犯罪被害者等対策関係省庁連絡協議会等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を促進し、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進を図る。

警察においては、地方自治体、法曹界、医療関係者、報道機関、経済界等関係機関等により設立された各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に「女性被害者対策分科会」等を設けるなどにより、被害者に対する支援や援助等に関し相互に連携を進める。

また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げた取組が期待される。

いわゆる従軍慰安婦問題が多くの女性の各首と被害を深く傷つけた問題であるとの認識に立ち、女性の名誉と尊厳に関する今日的な問題への対応等に取組む「女性のためのアジア平和国民基金」の活動への協力を推進する。

・法的対応

既存の法制度が関係者に十分理解されず、活用も不十分であった状況を踏まえ、まず運用面での確かな実施を図るとともに、これらの法制度の周知に努める。また、刑事訴訟法及び検察審査法の一部を改正する法律及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律やストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）等によって近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その運用や内容等について広報啓発を行う。

さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。

ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

・安全・安心まちづくりの推進

近年、公共施設や共同住宅等の住居において女性・子どもを対象とした犯罪が増加していることから、自治体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害者に遭いにくいまちづくりを推進する。

・防犯対策の強化

女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、交番・駐在所を拠点としたパトロールを強化するとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その

のために事業に応じた適切な処置を講じる。

○関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁長官会議並びに犯罪被害者等対策関係省庁連絡協議会等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を促進し、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進を図る。

警察においては、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の「女性被害者対策分科会」等の場において、被害者に対する支援や援助等に関する関係機関等の相互の連携を進める。

また、人権擁護機関においても、関係機関との連携・協力を強化する。さらに、行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げた取組が期待される。特に、女性に対する暴力に関する被害者の支援を行っている民間シェルター等に対する連携、支援に努める。

・女性の名誉と尊厳に関する広く今日的な問題への対応等にも取り組んでいく。女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）の事業に就いて協力を行っている。基金は平成 19 年に解散するとの方針を基本としたことを受け、解散に向けた総括・整理への支援など、引き続き協力を進めていく。

○法的対応

女性に対する暴力に関する既存の法制度の的確な運用を引き続き図るとともにその周知に努める。また、近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その運用や内容等について広報啓発を行う。さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。

ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

○安全・安心まちづくりの推進

・公共施設や共同住宅等の住居における女性・子どもを対象とした犯罪が依然として多発していることから、地方公共団体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害者に遭いにくいまちづくりを一層推進する。

○防犯対策の強化

女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、引き続き、交番・駐在所を拠点としたパトロールの強化を図るとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。

女性に対する暴力等の予防・検挙の観点からも、情報化の進展に応じた情報提供に配慮しつつ、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動を展開する。

○女性に対する暴力を容認しない社会環境の醸成等

女性に対する暴力を助長するおそれのあるわいせつな雑誌、ノンフィクション・ビデオやインターネット上の情報について、法令に基づいた適正な取扱いに努めるほか、業界による自主規制などの取組を促す。

・卑わいせつな物等の取扱い及び排除活動を推進する。また、様々なメディアにおける性的な暴力に関する情報の提供やテレビ番組等による啓発活動の展開に努め、特に児童の性的な被害が依然頻発していることから、不法行為の積極的な取扱い等による環境浄化を図る。地方公共団体の青少年保護育成委員会等について地方公共団体に各種の助言や情報提供を行う。性や暴力に関する被害

議題 1

解散について

1. 昨年の1月の理事長記者会見において、
2007年3月には基金の債い事業がすべて終了しますので、基金は同年3月末日をもって解散することにいたします。
と述べられております。
2. 解散日以後清算期間が必要となりますが、会見で発表された「3月末日をもって解散する」ということから次の2点が考えられます。
 - (1) 解散日を3月末日にする
4月以降に清算期間を設けることとなり、この場合には平成19年度の予算を必要としますので、概算要求をする必要が出てきます。(7月頃)
 - (2) 3月末日ですべてを終了する
清算期間が必要でありますから、解散日はそれ以前となり、その解散日を理事会で決定することになります。(清算期間は少なくとも1ヶ月が必要です。)
3. ついては、平成18年度の予算執行計画書作製および事業計画書を作製する関係で、上記(1)または(2)のいずれかに決定していただきたい。

解散に向かつての主な手続き

1. 理事会及び評議員会において解散について決議行う。
2. 外務大臣の許可取り付け
3. 清算人を選出する。
4. 解散日以降清算期間となる
5. 登記する。
6. 清算終了したら、外務省に報告

このほか

解散広報
解散レセプション
事務所契約の解約通知
事務所原状回復工事
アフターケア
引き継ぎ先の決定
資料等の移管
引き渡し式
官報公告（債権者は申し出るよう広報する）
事業運営委員会関係
基本財産処分

参考

寄附行為

（解散）

第39条 本基金は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、外務大臣の許可を得て解散することができる。

民法

第68条（法人の解散事由）① 法人は左の事由によりて解散す

- 1 定款又は寄附行為を持って定めたる解散事由の発生
- 2 法人の目的たる事業の成功又はその成功の不能
- 3 破産
- 4 設立許可の取消

和解を通じて東アジアの協力を……慰安婦問題10年の取り組みから

女性のためのアジア平和国民基金

かつてアジアの全域に日本兵の慰安婦とされた多くの女性たちがいた。戦後50年生存していた被害者に日本政府と国民は謝罪と償いの努力をはじめた。それを受け入れた人々はそれなりの心のやすらぎをえて、微笑んでくれた。しかし、受け入れなかった人々もいる。当事者以外の人々の理解もおお不十分だ。しかし、侵略と植民地支配がつくりだした傷跡を克服するために、10年前に決断したこの道をためらわずに進んでいこう。隣人との和解なしには協力と共生の東アジアはない。

1995年8月15日、日本政府は、閣議決定にもとづいて総理大臣談話を出しました。日本が「遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争の道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対し多大の損害と苦痛を与え」たことを認め、「ここにあらためて痛切なる反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします」と述べました。

この談話は日本政府の基本的な立場となり、以後のすべての総理大臣によってくりかえし確認されています。この認識をより具体化するために政府と国民がこの10年間取り組んできたのが、もたらした損害と苦痛の中で格別に深刻な慰安婦問題です。

慰安婦とは、かつての戦争の時代に、日本軍の慰安所に集められ、将兵に対する性的な行為を強いられた女性たちのことです。このような慰安所が日本軍当局の要請で開設されたのは、中国での戦争の過程でのことです。1938年6月に北支那方面軍参謀長が出した通牒には、「日本軍の強姦事件が全般に伝播し」「深刻なる反日感情を醸成」している、これを防ぐため、「なるべく速やかに性的慰安の設備を整え」ることが必要だと指示されています。慰安所の設置に当たっては、多くの場合、軍が業者を選定し、依頼して、女性たちを集めさせました。

太平洋戦争期になると、南方軍からの要請により朝鮮や台湾にいる軍が業者を選定して、女性を集めさせました。「慰安婦」とされることもしられずに、軍用船で運ばれていった人も少なくないようです。フィリピンでは、軍の施設に監禁され、性的行為を強制されることがみられました。インドネシアでは占領軍の要請を受けた村の当局者が女性を集めたケースもありました。オランダ人は収容所の中で日本軍人に選抜され強制的に慰安所に送り込まれました。

慰安所では、女性たちは多数の将兵に対する性的行為をしいられ、人間としての尊厳をふみにじられました。日本軍が敗走を始めると、慰安所の女性たちは現地に置き去りにされるか、敗走する軍隊と運命をともにすることになりました。

一体どれだけの女性が慰安所に集められたのか、確実に答えの出る資料は存在しません。存在する数字はすべては推算によるものです。吉見義明氏の推算では、下限5万人、上限20万人です。(省略可)

日本政府は、1991年、国内外で資料調査と関係者からの聞き取りをおこない、それに基づいて、1993年8月4日、軍の関与をみとめ、おわびする河野洋平官房長官談話を出しました。その後1994年に生まれた自民、社会、新党さきがけの三党連立政府は、戦後50年問題プロジェクトでの検討の結果、「道義的立場から」責任を果たすために、政府協力、国民参加の「基金」をつくり、被害者に対して「国民的な償い」を実施することを決めました。

そこで1995年7月財団法人女性のためのアジア平和国民基金が生まれたのです。基金

の経費は政府が負担し、被害者に対して、総理大臣のお詫びの手紙とともに、国民からの募金による償い金を差し出し、あわせて政府資金による医療福祉支援をおこなうことが定められました。基金はフィリピン、韓国、台湾、オランダ、インドネシアに対して事業を行うことができました。

国によって事業の内容が異なりました。フィリピンでは、司法省が申請者の認定をおこない、基金に批判的な運動団体も申請書類作成などの面で被害者をたすけてくれました。ここでは総理大臣、理事長の手紙、償い金200万円がわたされ、一人120万円相当の医療福祉支援事業がフィリピン社会福祉開発省によって実施されました。韓国台湾では、政府と運動団体の支持がえられず、困難でしたが、政府と政府に依頼された民間団体の認定している被害者に対して、事業を実施しました。医療福祉支援は被害者個人に現金300万円支給の形で実施されました。オランダでは、民間の活動家により基金事業実施委員会がつくられ、申請のよびかけと被害者認定をおこない、医療福祉支援金300万円を総理大臣の手紙とともに被害者個人にわたしてくれました。インドネシアでは政府の要請で高齢者福祉施設の建設を支援することになり、すでに45カ所の施設がつくられました。最終の計画には慰安婦であった人々のための福祉施設がすくなくとも3カ所含まれることになっています。

オランダでは認定された全員79人、フィリピンでも認定された全員が基金の事業を受けました。韓国では政府認定の被害者の過半は受け取りませんでした。台湾では受け取らなかった人の比率はさらに多くなりました。それでもフィリピン、韓国、台湾で事業をうけた人の総数は280人を越えました。受け取った人々は、一様に、総理大臣の手紙に意義を認め、長年の苦しみがいささかなりと、いやされ、心がやすらかになったと語っておられます。

総理大臣のお詫びの手紙（全文） 500字

このたび、政府と国民が協力して進めている「女性のためのアジア平和国民基金」を通じ、元従軍慰安婦の方々へのわが国の国民的な償いが行われるに際し、私の気持ちを表明させていただきます。

いわゆる従軍慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題でございました。私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。

我々は、過去の重みからも未来への責任からも逃げるわけにはまいりません。わが国としては、道義的な責任を痛感しつつ、おわびと反省の気持ちを踏まえ、過去の歴史を直視し、正しくこれを後世に伝えるとともに、いわれなき暴力など女性の名誉と尊厳に関わる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

未筆ながら、皆様方のこれからの人生が安らかなものとなりますよう、心からお祈りしております。

敬具

平成8（1996）年
平成13（2001）年

日本国内閣総理大臣 橋本龍太郎
日本国内閣総理大臣 小泉純一郎

理事長の手紙（部分）

「貴女は、戦争中に耐え難い苦しみを受けただけでなく、戦後も50年の長きにわたり、傷ついた身体と残酷な記憶をかかえて、苦しい生活を送ってこられたと拝察いたします。」

「もとより謝罪の言葉や金銭的な支払いによって、貴女の生涯の苦しみが償えるものとは毛頭おもいません。しかしながら、このようなことを二度とくりかえさないという国民の決

意の徴（しるし）として、この償い金をうけとめて下さるようお願いいたします。」

「貴女が申し出てくださり、私たちはあらためて過去について目をひられました。貴女の苦しみと貴女の勇気を日本国民は忘れません。」

アジア女性基金理事長 原 文兵衛

基金の事業を受け止めた被害者の言葉

「私は、橋本総理の書簡に大いに満足しました。あの長い歳月をへて、ついに私が受けた被害が一定の形で認定されたのです。私は感情を抑えきれず、心と身体がふるえました。」（オランダの被害者）

「50年以上、苦しんできましたが、今は正義と助けを得られ幸福に思っています」（フィリピンのコルテスさん）

「私は、この手紙を受け取って涙を流しました。」「こんなふうに私たちの事情を酌み取ってくださる、私たちのことを分かってくくださる方もいらっしゃるんだというふうに思いまして、心安らかに思いましたし、涙が出ました。」（金田君子さん）

基金はすべての国の被害者のために活動するつもりでしたが、北朝鮮、中国、東チモール、その他の国々にはさまざまな理由で事業を行うことができないまま、今日にいたりました。

これまで基金は国民のみなさまより総額5億6500万円をいただきました。これはすべて被害者におわたししました。政府からは拠出金10億円を受けとり、すべて被害者のための医療福祉支援のために支出しました。この他、補助金30億円を受け取り、慰安婦問題事業、現代的な女性に対する暴力を防ぐための事業、および事務経費にあてられました。

基金は2007年3月をもって解散いたします。そのときに向かって基金は二つの事業を進めています。

一つは資料の保存と公開です。基金の蒐集した慰安婦関係資料のうち、歴史文書資料はほぼすべて公開いたします。慰安婦被害者からの聞き取りのビデオ、テープは公開できるものを公開いたします。基金の事業にかかわる資料は理事会記録など、さまざまな資料があります。多くの国費をつかった事業であり、かつ国民からさまざまなご意見のあった事業ですので、この資料も基本的に公開して、国民の批判的検討に委ねることをめざします。

公開の方法は、基金のホームページ上に2007年4月より発表してまいります。基金が解散された時点で、基金のホームページは国立国会図書館のWARP計画により永久保存されることになりました。

いま一つは慰安婦問題と日本政府およびアジア女性基金のとりくみを歴史の教訓として、長く国民の記憶にのこすことです。このためにデジタル記念館「慰安婦問題とアジア女性基金」をインターネット上に作りだすことを進めます。ヴァーチャルな記念館は、慰安婦とされた方々の受けた苦しみ、それに対する日本政府と国民の反省と謝罪、国民的な償いとしてのアジア女性基金の事業、被害者と各国民の反応、のこされた問題などを明らかにして、国民がこの問題を考えるときの基本的な素材を提供するつもりです。

基金は終わりましたが、慰安婦とされた方々は生きておられます。この人々のために、季節の挨拶やお見舞い、励ましなどをつづけることが必要です。フィリピンやインドネシアのようなODA対象国について草の根無償援助の枠の中で形を変えた取り組みが可能です。しかし、韓国、台湾ではその道はありません。それにここでは、基金の事業を受け入れなかった方々の問題も存在します。新しい形でフォローアップの事業を政府として考えて下さるようお願いしているところです。

アジア女性基金は、設立当初より、女性の尊厳を守る事業として、今日的な女性の問題にもとりくんできました。慰安婦問題は過去の問題ですが、それを完全な過去の問題にするためには、今日戦争状態の中で女性に加えられている暴力に反対し、平和な市民生活の中で女性にふるわれている暴力をみのがさない努力が必要です。基金は当初よりこの問題にも取り組むものとして設立され、努力してきました。DVの問題に他の団体にさきがけて取り組みました。この取り組みもひきつづきなされていくことを願っています

アジア女性基金 理事長 村山富市 副理事長 石原信雄 大鷹淑子
理事 有馬真喜子 植本真砂子 衛藤滄吉 大沼保昭 金平輝子 古賀伸明
下村満子 宮崎勇 和田春樹
運営審議会委員 高崎宗司 野中邦子 横田洋三

2006年2月18日

公開シンポジウム「女性に対する暴力 “暴力を未然に防ぐために”」の案内

韓国の元「慰安婦」金田君子さんが亡くなりました

2005年1月27日、かねてより入院療養中だった元「慰安婦」金田君子（仮名）さんが亡くなりました。享年83歳でした。葬儀は1月31日に執り行われ、多くの方が集まりました。アジア女性基金からも理事および職員が参列し、村山富市理事長からの弔文をお届けしました。その翌日、金田さんの遺骨は、韓国のために貢献した人や国の犠牲となって命を失った人たちが埋葬される、「望郷の丘」墓地に納められました。



岡山県佐々木氏「海渡る娘」より

金田さんはのちに牧師となる朝鮮人の父親と、日本人の母親との間に、東京で生まれました。生後すぐ実母と別れ、韓国へわたってからは一家離散の日々が続くなど生活は苦しく、家族愛にめぐまれない寂しい子ども時代を過ごしたそうです。

1938年、金田さんが住み込みの女中として働いていた16歳のとき、「よい働き口があるから」と知り合いに勧められ、同じようにだまされ集められた女性たちとともに、中国東部の慰安所へ送られました。必死に抵抗して日本兵に銃剣で刺された胸の傷や、へし折られた手首の傷は、死ぬまで完全に癒えることはありませんでした。現実から逃避するために吸い始めた阿片の中毒になっていた金田さんは、1945年に治療のために任務を解かれ、生きて終戦を迎えることとなりました。

帰国後、金田さんは、過酷な慰安所生活で傷ついた子宮を摘出しなくてはなりませんでしたが、周囲には過去をひた隠しにして孤独に暮らしていましたが、1991年、「慰安婦」問題への責任を認めようとする日本政府の態度に怒りを抑えることができず、ついに自ら沈黙を破る決心をしました。

1995年にアジア女性基金が設立されたとき、国家補償以外受け入れるべきではないと反対する人々の声に対し、金田さんは、「わたしは元「慰安婦」は、きょう明日死ぬかもしれない命。たとえ日本全体をくれないと言われても、わたしたちが死んだあとでは何の意味があるのか」と発言し、韓国で最初に償い事業の受け取りを表明し、そのことを機に韓国での基金事業が動き出しました。

そして1997年1月、金田さんは、韓国において初めて基金の償い事業と総理のお詫びの手紙を受け入れた被害者たちのひとりとなりました。しかし、基金に反対する運動団体や韓国世論は、同じ被害者でありながら金田さんを「償い金を受け取った者」として差別し続け、最期の日まで金田さんが心身の平安を取り戻すことはありませんでした。そのことに対して基金は無力であったと、驚かざるをえません。



金田さんの証言は一貫して変わることなく、ほかのハルモニ（おばあさん）たちから「姉さん」と慕われ、人望がありました。金田さんは生前、常々こう話していました。「死んでいく兵隊さんの世話もしたよ。みな最後には「お母さん」と呼びながら死んでいった。戦争は絶対にやっではだめだよ」と。

金田さんの存在は、アジア女性基金に、そして慰安婦問題という過ちを二度と繰り返すまいという誓いを抱くすべての人々に、はかり知れない意味をあたえました。心からご冥福をお祈り申し上げます。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

102-0074東京都千代田区九段南2-7-6

電話：03-3514-4071 Fax：03-3514-4072

Eメール：dignity@awf.or.jp ホームページ：http://www.awf.or.jp



拝啓

台湾において一九九七年に五年間の計画を作成し、鋭意完成のため努力してまいりました、いわゆる元従軍慰安婦問題に関する事業も終了の時期となりました。この間終始、ひとかたならぬご尽力を賜りました頼浩敏先生に対しまして、言い尽くせぬことではありますが、私の感謝の言葉を申し上げます。

頼先生におかれましては既にご承知のことと存じますが、七年前の一九九五年、当時私は日本国総理の職に在り、我が国の戦後五十年という節目を迎えるにあたって、戦後未解決とされている諸問題については誠意を持って取り組むことが最も重要なことであると考えておりました。

特に私は、かつて女性の尊厳を踏みにじり深く傷つけることとなった、いわゆる元従軍慰安婦とされた方々へ何らかの償いをしなければならないと考えました。そこで、政府部内あるいは関係者との間で種々議論を重ね検討した結果、政府と国民の協力で国民的な償いの気持ちを表す事業等を実施するとの趣旨で、一九九五年七月に女性のためのアジア平和国民基金を設立するに至ったのであります。

以来、今日までアジア女性基金の事業につきましては、お蔭様で多くの日本国民をはじめ関係諸国の各方面から、ご理解とご賛同いただきまして、当基金は発足以来、課せられた使命を果たすべく努力を重ねてまいりました。

ここ台湾におきましては、幾多の困難が立ちふさがる中、頼浩敏先生のご尽力なくしては、当事業を無事に終えることは到底できませんでした。すべては頼先生のご英断とご叡智のおかげと、誠に感謝深く思いを致しているところであります。ここに改めて頼先生に対しまして衷心より厚く御礼申し上げます。

過去において女性の尊厳を著しく傷つけ、癒しがたい屈辱を与えることとなったこの悲劇を二度と繰り返してはならないこと、また、女性の名誉と尊厳を守ることの重要性を、今後アジア女性基金の事業をととして国内外の人々に発信いたします。このことをもって、平和で自由かつ人権の尊重される社会を構築することが、世界の国々と我が国との友好に寄与するものと確信し、努力をして参りたいと考えております。

萬国法律事務所に設けてくださいました、当事業の窓口は閉じることとなりますが、頼先生とアジア女性基金との間に培った相互の信頼は消えることは無いと信じております。今後とも変らぬご厚誼を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

最後に、本事業をお受けいただいた方々のこれからの人生と、本事業に関られた皆様の大いなる幸せをお祈り申し上げ、私の御礼の言葉を締めくくらせていただきます。

敬具

二〇〇二年六月十二日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理事長（元日本国内閣総理大臣）
村山 富市

頼浩敏先生 御机下

公開シンポジウム

女性に対する暴力

《暴力を未然に防ぐために》

Let's All Think About How To Stop Violence!

「女性に対する暴力」の問題が国際社会で大きく取り上げられた第4回世界女性会議(北京会議)から10年。日本では、ようやく「女性に対する暴力」に人々の関心が集まり、女性や子どもを護るための法律も施行されるにいたりました。アジア女性基金でも、この問題に積極的に取り組んできましたが、まだまだ多くの課題が残されています。未だに国内外で多くの女性たちが暴力の被害にあい、その後も長期にわたりPTSD(心的外傷後ストレス障害)に悩み、周囲の人からの無理解が、更に被害者の心を傷つけ回復を妨げています。

このような状況を改善するためには、被害にあった当事者を支えると同時に、「暴力」を容認する社会や人々の意識を変えることが必要です。本公開シンポジウムでは、国際社会における「女性に対する暴力」や「慰安婦問題」の議論を踏まえ、暴力を未然に防止するために、いま、私たちは何をすべきか、次世代を担う若者たちを交えて考えてみたいと思います。

公開シンポジウムに先立ち、学生部会の分科会を行い、暴力を未然に防ぐために必要な社会への意識啓発や教育について、具体的にどのような方法が考えられるか話し合いをもちました。

公開シンポジウムでは、分科会のグループ発表を行い、若い世代の声を反映させた「暴力の未然防止」についての提案をしたいと思います。

分科会

日時 : 2006年11月~2006年2月(全3回)
対象 : 学生(A/B/C/D 4グループによる分科会)
内容 : 第1回「暴力ってなに？」
第2回「女性に対する暴力について考える」
第3回「暴力の未然防止についての提案をまとめる」

公開シンポジウム

日時 : 2006年2月18日(土) 10:00~17:00
会場 : 国道大学 エリザベスローズ会館(東京都渋谷区神宮前 5-53-70)
<http://www.unu.edu/ha/japanese/access/index.html> 【同時通訳】

第1部 分科会発表

10:00~10:05 主催者挨拶
10:05~11:25 分科会 4グループの発表
11:25~12:00 会場との意見交換

第2部 シンポジウム

13:30~13:35 主催者挨拶
13:35~14:20 基調講演「国連における『慰安婦』問題、『女性に対する暴力』について」(飯
ユリア・アントネラ・ネトック(国連人権促進機構小委員会委員))
14:20~16:30 パネルディスカッション
16:30~17:00 会場との意見交換

公開シンポジウム

◆基調講演・パネリスト



ユリア・アントネラ・モトツク (国連人権促進保護小委員会委員、ブカレスト大学国際法教授)
元検事、元判事・国連政治研究所理事・ルーマニア外交アカデミー理事、国連人権促進保護小委員会元委員長
国連人権委員会「コンゴ共和国における人権問題」特別報告者、少数民族に対する保護促進協定策定委員

◆パネリスト

番敦子 (弁護士)
第二東京弁護士会所属・日本弁護士連合会 犯罪被害者支援委員会副委員長兼事務局長
東京都第2期男女平等参画審議会委員・東京ウィメンズプラザ DV法律相談担当弁護士



明珍美紀 (毎日新聞社会部記者)
前日本新聞労働組合連合中央執行委員長・元日本マスコミ文化情報労働組合議長

横田洋三 (中央大学法科大学院教授)
国際連合大学学長特別顧問・国際連合人権促進保護小委員会委員・国際法律家委員会委員
国際労働機関 (ILO) 条約勧告適用専門家委員会委員・アジア女性基金運営審議会委員



◆コーディネーター

有馬真喜子 (アジア女性基金理事)
ジャーナリスト・特定非営利活動法人ユニフェム (国連女性開発基金) 日本国内委員会理事長、
(財) 横浜市男女共同参画推進協会顧問、元国連「婦人の地位委員会」日本代表・元市民生活センター会長



分科会

◆ファシリテーター

Aグループ



金城理枝
TIP アカデミック・ライセウス

Bグループ



渡田 悟之
湘南DVサポートセンター・代表

Cグループ



千葉まさのり
メンズサポートルーム・臨床心理士

Dグループ



吉永陽子
長谷川病院・精神科医

* 公開シンポジウム申込み方法

- ◆参加費無料
- ◆所属、お名前、連絡先等を明記のうえ、下記まで e-mail、電話、Fax でお申込みください。
- ◆2006 年 2 月 10 日まで。先着順です。

内閣府・外務省後援

【お問い合わせ先】

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-7-6 マニユライフプレイス九段南 tel: 03-3514-4071 fax: 03-3514-4072
e-mail: chihoro@awf.or.jp URL: <http://www.awf.or.jp> 担当: 渡邊千尋

関係資料

新聞切り抜き
AWF関連

1

新聞切り抜き
「慰安婦」・戦後問題関連

2-6

新聞切り抜き
女性・人権問題関連

7-13

幻冬舎
90年代文庫



9784344010857



1920036009008

ISBN4-344-01085-X

C0036 ¥900E

EXTRA 宣言 小林 龍雄 論 平和の挑戦

[illegible]

そいつや最近
聞かひいばち
慰安婦問題。

「日本軍の戦況は通利順だ」
 (くわん・近衛) 氏
 日本軍の戦況は通利順だ
 日本軍の戦況は通利順だ
 日本軍の戦況は通利順だ

「何屋は強盗性(強盗性)ならぬ不審な(不審な)だ」
「調査を(調査を)せよ」

平家源氏の
 平家源氏
 平家源氏
 平家源氏
 平家源氏
 平家源氏
 平家源氏
 平家源氏

「おれ、この「陣中」
うたをうた
てたいんだ。」



おれ、この「陣中」
うたをうた
てたいんだ。」

tu tu tu tu tu tu...

[illegible]

専攻として「財政学」となれる
問題などというものがあつた。
「政治の要素が全くない人」
あるが「すべて政治がすべて」
断言を意見が強いである。いふ
今日の段階ではこれまでの表現研究の
積み重ねや資料における専攻認定を
通して明らかにされていくと思つた。

11.11.11
 11.11.11
 11.11.11

「すぐと逃竄した」つまり
「強制連行(くわひん・拉致)にもつ
て安堵はせられた」
という説が本音ではなにか、
おもしろい。①の書名がこれである。

強制運行(人ぞらい)が
なつたと主張するだけで
当時、わしがどれだけ
大変だつたか……!

43日此國軍方は
抗戦を断つ
下は其の一環と
同様に此は其の一環と

あの時わしはに全に窮人致されん
それまでの跡者も減らしながら、
日本軍の名譽を守る奮戦を
やりぬいた。

だが今でも韓国では
「民間の女性に日本軍に
人をつかわせ
慰安婦にせられた」
と言われている。

吉田清治という詐欺師の
完全な作り話を
日本の左翼運動家が
信じた
流布されたせいと……

戦争は大規模な人権侵害です。
何百万もの犠牲者の中で、
なぜ「慰安婦」の問題だけを
取り上げるのかという問題があります。

もろいおつた。
もつちい
もろいおつた。
もろいおつた。

[illegible]

當然、日本人の
慰安婦のほつが
多かったのだ。
ほつて「慰安婦」
をいふのだ。
五十年の苦痛で
死んでいなかっ
たのだ。

渡邊朝臣朝鮮人の
 女性におたのた
 朝鮮半島の区画
 増幅したたの
 日本国に於ける
 朝鮮人の生活

ただし朝鮮人の女性を
売買した業者は、
朝鮮人だった。

「なる事案も」
「明自にせしむる。」

もう一つ、当時の環境に於いて
やむを得ないという時代背景がある。
中で行なわれた行為が、今日我々が
事後的に見てよくなさるものか、
特に刑事責任を追究すべきものか
という問題があります。

ねんたいもろいおつゝ
 それもわしが、何處も
 離れ離れした大けいふが、

さらに難しいのは、戦後の平和条約や
国交正常化協定で解決されたという
立場を、日本政府も韓国などの政府も
取っていることです。

それで常盤だんだん
けど……

日本と建国の西政府の
間で解決されたが、
国交正常化したらば
今なら終つてしまふ
韓国は条約を守らなう
とつてゐるから

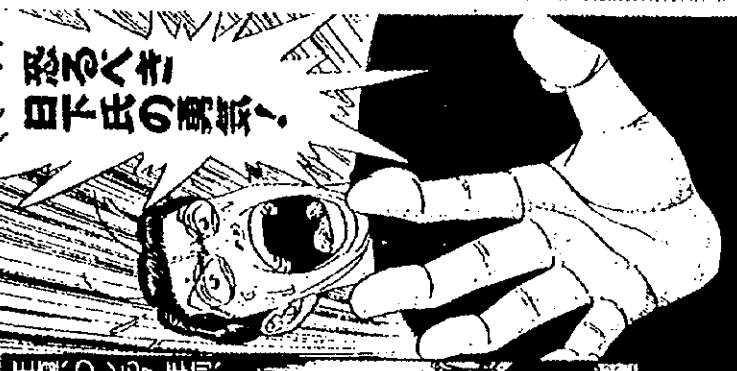
英國
夫比安人

「田中、彼等、我々を攻撃」
と叫び、田中氏は、
その取柄をうらやま。

「本人たちは「道徳を失った」
と叫んでいるが、
その「道徳」は、
何なのか。」

「本人が「道徳」を失った」とい
うのは、
「道徳を失った」といふこと。
その「道徳」は、
自分の道徳を失った。
彼等がかりです。」

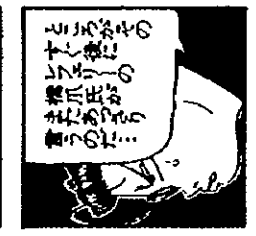
「さういふことは、
本人が「道徳」を失った。
おじいさん、
同じ「道徳」を失った。
それだけ、
同じ「道徳」を失った。」



「田中、彼等、我々を攻撃」
と叫び、田中氏は、
その取柄をうらやま。
「本人たちは「道徳を失った」
と叫んでいるが、
その「道徳」は、
何なのか。」
「本人が「道徳」を失った」とい
うのは、
「道徳を失った」といふこと。
その「道徳」は、
自分の道徳を失った。
彼等がかりです。」

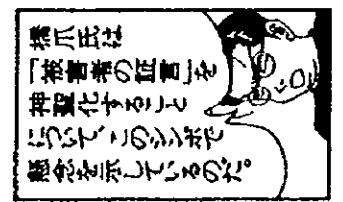


「田中、彼等、我々を攻撃」
と叫び、田中氏は、
その取柄をうらやま。
「本人たちは「道徳を失った」
と叫んでいるが、
その「道徳」は、
何なのか。」
「本人が「道徳」を失った」とい
うのは、
「道徳を失った」といふこと。
その「道徳」は、
自分の道徳を失った。
彼等がかりです。」



「田中、彼等、我々を攻撃」
と叫び、田中氏は、
その取柄をうらやま。
「本人たちは「道徳を失った」
と叫んでいるが、
その「道徳」は、
何なのか。」
「本人が「道徳」を失った」とい
うのは、
「道徳を失った」といふこと。
その「道徳」は、
自分の道徳を失った。
彼等がかりです。」

「田中、彼等、我々を攻撃」
と叫び、田中氏は、
その取柄をうらやま。
「本人たちは「道徳を失った」
と叫んでいるが、
その「道徳」は、
何なのか。」
「本人が「道徳」を失った」とい
うのは、
「道徳を失った」といふこと。
その「道徳」は、
自分の道徳を失った。
彼等がかりです。」



「田中、彼等、我々を攻撃」
と叫び、田中氏は、
その取柄をうらやま。
「本人たちは「道徳を失った」
と叫んでいるが、
その「道徳」は、
何なのか。」
「本人が「道徳」を失った」とい
うのは、
「道徳を失った」といふこと。
その「道徳」は、
自分の道徳を失った。
彼等がかりです。」

「田中、彼等、我々を攻撃」
と叫び、田中氏は、
その取柄をうらやま。
「本人たちは「道徳を失った」
と叫んでいるが、
その「道徳」は、
何なのか。」
「本人が「道徳」を失った」とい
うのは、
「道徳を失った」といふこと。
その「道徳」は、
自分の道徳を失った。
彼等がかりです。」



